



下諏訪町地域福祉計画

【概要版】

令和8年度～令和12年度



1 地域福祉とは

こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

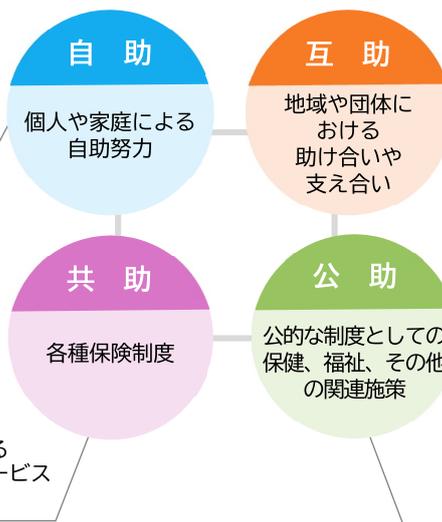
地域福祉を推進するためには、住民自身による「自助」、地域住民がお互いに助け合う「互助」、制度化された相互扶助の「共助」、行政などが取り組む「公助」を基本とし、住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「協働」することが重要です。

〔具体的には〕

- ・自分自身による努力
- ・家庭での話し合い
- ・生きがいづくり
- ・健康づくり（セルフケア）
- ・福祉に関する学習
- ・市場サービスの利用

〔具体的には〕

- ・隣近所付き合い
- ・地域における見守り活動
- ・地域における福祉活動、ボランティア活動
- ・当事者団体による活動など



〔具体的には〕

- ・介護保険に代表される社会保険制度及びサービスなど

〔具体的には〕

- ・生活保護制度
- ・生活困窮者自立支援
- ・災害時の救護活動・避難所開設
- ・公的サービスなど

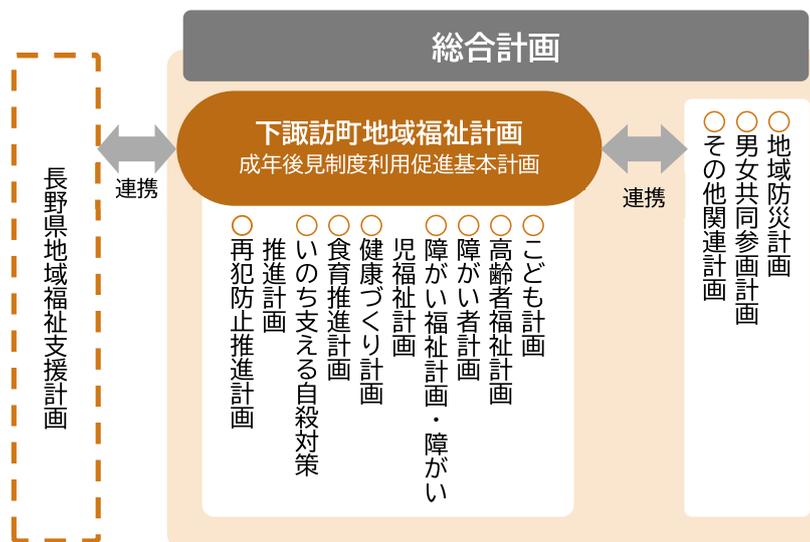
2 計画策定の趣旨

人口減少や少子・高齢化の進展により、従来のコミュニティ機能が脆弱化するなど、地域のあり方が変わる中、地域住民と行政などが協働して、地域の課題を把握し、課題解決のための方策を考え、自助・互助・共助・公助の役割分担に基づく地域の支え合いの仕組みづくりが求められています。そのため、「地域」という視点を基盤に、分野を横断的に考え、地域に関わる全ての人と組織とが協力し合いながら支え合うための方針として、『下諏訪町地域福祉計画』を策定します。

3 計画の位置づけと期間

本計画は総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえ、福祉分野を横断的につなぐ役割を担う計画として策定しています。また、他分野の計画とも連携を図り、地域福祉を推進するための総合的な計画として策定しています。

計画の期間は、令和8年度を初年度として令和12年度までの5年間とします。



4 基本理念と基本目標



本町の高齢化率は、県の平均値を上回るほどの高齢化が進む中、地域役員の担い手不足や空き家問題、災害時への備えとして地域における支え合いが必要となっています。

そこで、持続可能な共生社会の実現を目指し、多様性を認めつつ自分に合った役割を持って、地域の人と顔が見える関係性を築き暮らし続けられるように“みんなで手をつなぎあって 安心して住みつけられるまち しもすわ”を目指します。

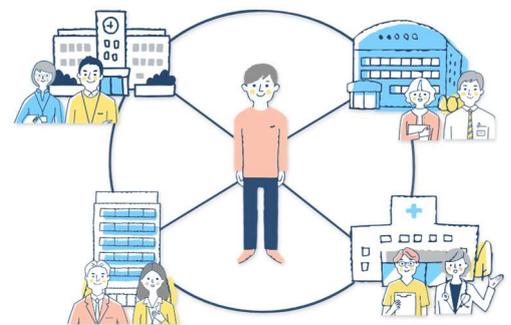
基本目標1 地域を担う人づくり

福祉や人権に関する意識づくり、ボランティア活動などに参加する機会づくりなど、こどもから高齢者までより多くの住民の参加を促し地域活動の輪を広げ、地域福祉の担い手の発掘・育成を進めます。



基本目標2 地域社会を支えるネットワークづくり

地域課題の解決に向けた具体的な取り組みの推進、関係機関の連携など、制度や分野を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと社会生活に豊かさを生み出し、暮らしに安心感を生み出す仕組みづくりを進めます。



基本目標3 安心して地域で暮らせる環境づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱える課題や、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、差別問題、生活困窮など地域における複雑化・多様化した様々な困りごとを抱えた町民に対し、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

また、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、誰もが安心して地域で暮らすことのできる環境づくりの支援を推進します。



5 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

[取り組み方向性]

みんなで手をつなぎあって 安心して住みつけられるまち しもすわ

1 地域を担う人づくり

(1) 福祉意識を育み
福祉教育の充実

①福祉に対する関心の向上
②福祉に関する教育・学習の場の推進

(2) 福祉を支える人材の育成

①地域を担う人材やリーダーの育成
②ボランティア活動の推進・強化

2 地域社会を支えるネットワークづくり

(1) 住民協働による地域活動の推進

①地域活動への参加機会の充実
②地域での見守り体制づくり
③地域住民主体による活動への支援

(2) 多様な連携体制の整備

①地域ネットワークの構築と充実
②社会福祉協議会との連携強化
③庁内連携の充実

3 安心して地域で暮らせる環境づくり

(1) 情報提供・情報体制の充実

①わかりやすい情報提供と情報バリアフリーの推進
②民生児童福祉委員の活動推進
③重層的支援体制の充実

(2) 様々な困りごとを支援する体制の充実

①様々な生活支援の充実
②様々な困難を抱えた人への支援
③差別や虐待、暴力の防止
④成年後見制度の利用促進
(下諏訪町成年後見制度利用促進基本計画)

(3) 安全・安心な生活の継続

①防災・減災対策の推進
②防犯・交通安全対策の推進
③気軽に外出できるまちづくり

6 成年後見制度利用促進基本計画

本町では、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがあることにより判断能力が不十分な方が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度の普及、啓発、相談、その他円滑な制度利用促進のための支援等を実施するため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

基本施策(1) 成年後見制度の適切な利用促進

町民自身だけではなく、周囲の人が権利擁護の制度や考え方の周知を進めていくとともに、権利擁護に関する情報提供を行っていきます。



基本施策(2) 権利擁護の体制の整備

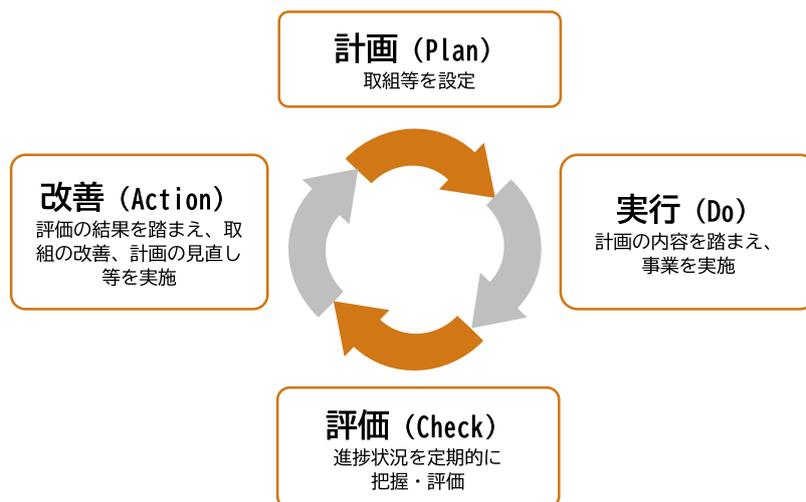
後見人の人材確保のため、適切な支援が受けられる体制を充実していくとともに、関係者での連携を推進し、地域全体で権利擁護を支援する仕組みを整備していきます。

7 計画の管理と評価

進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組みます。

また、本計画の基本理念や基本目標の達成状況を把握するため、毎年度、各事業の進捗状況を評価するとともに、指標を設定し地域福祉を推進します。

PDCAサイクル



下諏訪町地域福祉計画（概要版）

下諏訪町 保健福祉課 福祉係
〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町 4613-8
TEL 0266-27-1111（内線 122） FAX 0266-27-1676
E-mail fukushi@town.shimosuwa.lg.jp